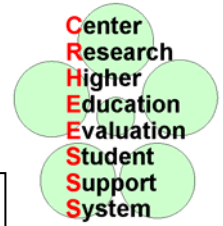


週刊センターニュース No.113



第113号(2006年6月12日) 毎週月曜日発行
発行：金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL：http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

共同学習会のご案内

日時：第118回 日時：6月15日(木) 16:30~18:00

場所：角間キャンパス総合教育棟2階大会議室

テーマ：1年生にどう向き合うか - 必修初学者ゼミでの多欠席・消極参加学生への対応を起点に

話題提供者：井上 英夫(法学部)

指定発言者：鈴木 健一(保健管理センター)・青野 透(大学教育開発・支援センター)

趣旨：本年度から始まった共通教育新カリキュラムでは、1年生前期のみ開講の導入科目がある。

そのうち、多くの学部で必修となった初学者ゼミにおいて、欠席が目立つ学生やディスカッション参加に積極的ではない学生が散見されるようである。この科目はシラバスの「授業の目標」において、「新入生に対し、大学で学ぶ上でかかすことのできない主体的・自主的学習への動機づけを行い、専門教育を含む大学教育全般に対する能動的学習に導くことを目標とする。さらに、学生と教員及び学生相互のディスカッションを通して、大学生としての自己表現能力、学習デザイン能力、及び科学的な思考方法を育成する」と明示しており、上述のような学生にはゼミ担当教員からの適切な対応が求められる。今回の共同学習会では、法学部における初学者ゼミ全体の調整役をされておられる井上教授から話題提供をしていただき、広く1年生への対応一般へも話をつなげたい。そのさい、鈴木と青野は、報告を担当した日本学生相談学会第24回大会(5月21日・22日：甲南大学で開催)において得た知見を提供する予定である。各学部の初学者ゼミ担当の先生方を中心に積極的な参加をお願いしたい。

今後の学校教育法、大学・大学院設置基準改正に伴う事務次官通知について

昨年7月の学校教育法改正、本年3月の大学設置基準、大学院設置基準の改正を受け、同改正に係る解説と改正規定の解釈指針を示したものとして、平成18年5月17日付で事務次官通知「大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)」が、発出されました。ここでは、上記法改正のうち、教員の「職」と「教員の所属組織」に関するものについて、特に関心を引くと思われるものについて、下記に列記することとします。

- ・各大学において、教員の具体的な職務内容を定めるに当たっては、「教授」、「准教授」、「助教」といった各職の位置付けを踏まえ、役割の分担と連携の下で組織的に職務が遂行されるよう留意すべきこと。
- ・「講師」は、教育研究を主たる職務として、基本的に大学に置かなければならないこととした教授、准教授及び助教とは別に、各大学の判断により置くことができるものとしたもので、その基本的性格は改正前と変わらないが、今次の改正で、教授及び「助教授」でなく、教授及び「准教授」に準

ずる職務に従事するものとされたこと。

- ・ 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事するものとされ、教授、准教授及び助教とは職務内容が明確に異なる職として位置づけられたこと。
- ・ 講座/学科目制に関する規定は削除されたが、教員の適切な役割分担の下、組織的な連携体制の確保や教育研究の責任体制の所在の明確化を図るものとして、講座制や学科目制を採ることを否定するものではなく、各大学において、硬直的・閉鎖的な運用に陥らないよう必要な工夫や配慮を行った上で、引き続きこれらを採用することも可能とされたこと。
- ・ 教員は、一の大学に限り専任教員になることができ、専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとされている（大学設置基準第12条第2項）。上記「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことが想定されていること。
- ・ 専任教員に関する上記原則に対し、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合、当該大学の教育研究以外の業務に従事するものを専任教員とすることが出来るものとされている（大学設置基準第12条第3項）。ここにいう「当該大学における教育研究の遂行に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことが想定されていること。従って、専任教員全体のうち、同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任の割合は、そうした趣旨を踏まえ適正なものとなるよう留意さるべきこと。

（文責：評価システム研究部門 早田 幸政）

「教育相談室」利用のお願い

当センターでは、本学の教育改善に資するため、教職員の方々からのご相談に応じております。またご相談への対応を一層充実したものとするため、当センターのオリジナルなアーカイブ資料を作成・保存しております。そのリストは、当センターHP上に「教育相談室」に掲載されています。リストに挙がっているものは、ご希望に応じ、貸出しも致します。原則的に個人の教育改善研究用としておりますので、各部局等单位でのFD等に利用される際には、別途ご相談ください。

「ランチョンセミナー」ネット配信中！

12時10分になったら、<http://www.el.kanazawa-u.ac.jp/live/luncheon.html> にアクセス。今週は、就職支援室職員の方による<キャリアガイダンスウィーク>です。

センターからのお願い

センターニュースで取り上げてほしいテーマを随時募集しています。また、センターニュースを読んでの感想や当センターへの要望などをお寄せ下さい。

さらにセンターでは、共同学習会の話題提供、ランチョンセミナー担当を随時募集しております。下記まで、お気軽にご連絡下さい。

メール：info_rche@ge.kanazawa-u.ac.jp

電話：076 - 264 - 5837（センター共同研究室）